

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月8日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 法の施行については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、個人情報の保護に関する法律の施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下、「埼玉県条例」という。）第2条から第9条まで、第15条から第22条第1項まで、第23条及び第24条の規定を準用する。

(審査会への諮問)

第3条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第〇号）第2条に規定する彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（以下「審査会」という。））に対して行うものとする。

(準用する場合の技術的読替え)

第4条 第2条の規定により埼玉県条例を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる埼玉県条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	県の執行機関、警察本部長、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人	広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員
第5条第1項及び第3項、第12条第1項及び第4項並びに第19条	知事	広域連合長

第5条第2項第3号	当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。）	当該実施機関の職員
第18条	実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）	実施機関
第19条	各実施機関（法第13条及び第14条に係る事項については、県の執行機関（事業者が個人情報取扱事業者等に該当するとしたならば、法第170条の規定により法に規定する個人情報保護委員会の権限及び法第150条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされる執行機関をいう。))	各実施機関
第22条第1項	埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成27年埼玉県条例第65号）	彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服審査法関係手数料条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第〇号）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例の廃止）

第2条 彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例（平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第4号）は、廃止する。

(準用)

第3条 附則第1条及び前条に定めるもののほか、埼玉県条例附則第3条(第1項第2号ロを除く。)、附則第4条、附則第6条の規定を準用する。

(準用する場合の技術的読替え)

第4条 前条の規定により埼玉県条例の附則の規定を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる埼玉県条例附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第1項	埼玉県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第10条	彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第8条
附則第3条第1項第1号	職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号及び第3項第1号において同じ。)	職員
附則第3条第2項	第15条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項	第13条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項
附則第3条第6項	埼玉県個人情報保護条例	彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例
附則第4条	附則第7条の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第2条第1項の規定により県に置かれた埼玉県個人情報保護審査会	旧個人情報保護条例第38条の規定に基づき設置された彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会

(彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例の一部改正)

第5条 彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例(平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号の次に次の1号を加える。

(1) の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号第10条中「第8条第7号」を「第8条第1号の2及び第7号」に改める。
第17条第1項中「、法令」の下に「(個人情報保護に関する法律を除く。)」を加え、「(彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例(平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第4号)を除く。)」を削る。